

いすみ市地域防災計画

地震・津波対策編附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総論	附-4
第1節 地震・津波編の附編としての位置付け	附-4
1 計画の内容	附-4
2 計画の範囲	附-4
3 前提条件	附-4
4 計画の実施	附-5
5 計画の位置付け	附-5
第2章 防災機関の業務	附-6
1 市	附-6
2 県	附-6
3 指定地方行政機関	附-7
4 自衛隊	附-9
5 指定公共機関	附-9
6 指定地方公共機関	附-10
第3章 事前の措置	附-12
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	附-12
第2節 事業所に対する指導、要請	附-17
1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請	附-17
2 生活関連事業所に対する指導、要請	附-18
第3節 広報及び教育	附-19
1 広報	附-19
2 教育	附-20
第4節 地震防災訓練	附-22
1 総合防災訓練	附-22
2 市が実施する防災訓練	附-22
3 住民、事業所が実施する訓練	附-22

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置 -----	附-23
第1節 東海地震注意情報の伝達 -----	附-23
1 伝達系統及び伝達手段 -----	附-23
2 伝達体制 -----	附-24
3 伝達事項 -----	附-24
第2節 活動体制の準備等 -----	附-25
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報 -----	附-28
第4節 混乱防止の措置 -----	附-30
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 -----	附-32
第1節 活動体制 -----	附-32
1 市の活動体制 -----	附-32
2 各防災機関の活動体制 -----	附-33
第2節 警戒宣言の伝達及び広報 -----	附-35
1 警戒宣言の伝達 -----	附-35
2 警戒宣言時の広報 -----	附-38
第3節 警備対策 -----	附-39
1 基本的な活動 -----	附-39
2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動 -----	附-39
第4節 水防・消防等対策 -----	附-40
1 市 -----	附-40
2 県 -----	附-40
3 水防管理団体 -----	附-40
第5節 公共輸送対策 -----	附-41
1 東日本旅客鉄道株式会社の措置 -----	附-41
2 いすみ鉄道(株)の措置 -----	附-42
3 バス、タクシー等対策 -----	附-44
第6節 交通対策 -----	附-45
1 道路交通対策 -----	附-45
2 海上交通対策 -----	附-46
第7節 上水道、電気、ガス、通信等対策 -----	附-48
1 上水道対策 -----	附-48
2 電気対策 -----	附-49
3 通信対策 -----	附-50

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	附-53
1 学校対策	附-53
2 病院対策	附-53
3 社会福祉施設等対策	附-54
第9節 避難対策	附-56
1 警戒宣言時の措置	附-56
2 事前の措置	附-56
第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策	附-58
1 救護救援対策	附-58
2 防疫対策	附-58
3 保健活動対策	附-59
第11節 その他の対策	附-60
1 食料、医薬品等の確保	附-60
2 緊急輸送対策	附-60
3 市が管理、運営する施設対策	附-60
4 市税の申告、納付等に関する措置	附-60
5 その他（特定動物の逸走防止）	附-60
第6章 市民等のとるべき措置	附-61
第1節 市民のとるべき措置	附-62
第2節 自主防災組織のとるべき措置	附-65
第3節 事業所のとるべき措置	附-67

第1章 総論

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第1節 地震・津波編の附編としての位置付け

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、市、各団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波編で対処する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合のいすみ市の震度は、震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

いすみ市は東海地震に係る強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、地震・津波編の附編として位置付ける。

第2章 防災機関の業務

市及び指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

2 県

	業務大綱
	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震対策の連絡調整に関する事 3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事 5 広報、教育、防災訓練に関する事 6 消防、水防対策に関する事 7 市が管理又は運営する施設対策に関する事 8 市立小中学校の児童生徒等の保護安全に関する事 9 例外措置としての住民避難に関する事

機 関 名	業務大綱
千葉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事 5 災害救助に関する事 6 医療救護に関する事 7 医薬品等の確保、供給に関する事 8 防疫及び保健衛生に関する事 9 県民等に対する協力、広報活動に関する事 10 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関する事 11 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 12 水防に関する事 13 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 14 漁業漁港施設の保全に関する事 15 道路及び橋梁の保全に関する事 16 農業施設の保全に関する事

機 関 名	業 務 大 綱
千葉県警察	1 警備本部の設置、運営に関すること 2 各種情報の収集、伝達に関すること 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 4 交通の混乱等の防止に関すること

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 大 綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
関東財務局 千葉財務事務所	1 災害時における国有財産の提供及び活用に関すること 2 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること
関東農政局	1 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関すること 3 主要食糧の需給に関すること
関東森林管理局	1 国有林野の保全に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること 2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安 監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2 鉦山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関すること
関東運輸局	1 船舶による安全輸送の指導に関すること 2 鉄道による安全輸送の指導に関すること 3 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関すること
関東地方整備局	1 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること 2 河川施設、道路施設の保全に関すること 3 緊急輸送の確保助言に関すること

機 関 名	業 務 大 綱
成田空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること 2 航空機の運航の安全と確保に関すること 3 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること
第三管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること 2 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること 4 治安の維持、緊急輸送に関すること 5 海難救助、流出油等の防除措置に関すること 6 危険物の保安措置に関すること
東京管区気象台 銚子地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること
関東地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等

	に関する情報収集、提供等に関すること
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

4 自衛隊

機 関 名	業 務 大 綱
陸上自衛隊 第1空挺団 高射学校	1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 災害時における救援活動の実施に関すること

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
東日本旅客鉄道 (株)千葉支社	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること
東日本電信電話 (株)千葉事業部	電報、電話等の通信の確保に関すること
(株)NTT千葉事業部	携帯電話等の通信の確保に関すること
K D D I (株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること
日本赤十字社 千葉県支部	1 医療救護に関すること 2 こころのケアに関すること 3 救援物資の備蓄及び配分に関すること 4 血液製剤の供給に関すること 5 義援金の受付及び配分に関すること 6 その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会 千葉放送局	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること
東日本高速道路 (株)関東支社	1 東日本高速道路の保全に関すること 2 災害時における緊急交通路の確保に関すること
成田国際空港(株)	1 空港内各航空会社及び旅客に対する情報の伝達に関すること 2 空港施設の保全に関すること 3 空港内の混乱防止に関すること

機 関 名	業 務 大 綱
日本通運(株) 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワーグ リッド(株)	1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事
東京ガス(株) 千葉導管ネットワ ークセンター	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
首都高速道路 株式会社	1 首都高速道路の保全に関する事 2 緊急交通路の確保に関する事
日本貨物鉄道(株)	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事
独立行政法人 水資源機構	水資源開発施設（導水路を含む）の保全に関する事

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
社団法人 千葉県エルピーガス 協会	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
いすみ鉄道(株)	1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道旅客の混乱防止に関する事
土地改良区	土地改良施設の保全に関する事
日本航空(株) 全日本空輸(株)	1 航空機の運航の安全と確保に関する事 2 旅客の安全確保に関する事
社団法人 千葉県医 師会 (社団法人夷隅医師 会)	1 医療及び助産活動に関する事 2 医師会医療機関との連絡調整に関する事
社団法人 千葉県歯科医師会 (夷隅郡市歯科医師 会)	1 歯科医療活動に関する事 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関する事

機 関 名	業 務 大 綱
社団法人 外房薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
社団法人 千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
(株)ニッポン放送 千葉テレビ放送(株) (株)バイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進める必要がある。このため、地震・津波編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	内容
情報伝達手段の整備	<p>(1) 防災行政無線の拡充整備 市は、市民に対し、地震情報を迅速に伝達するため、防災行政無線の整備拡充を図る。</p> <p>(2) 他の通信施設の利用 市は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。</p>
建築物・構造物の地震対策及び道路・河川・地すべり等の対策	<p>(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 市有の庁舎、学校、公民館等の建築物については、耐震診断、耐震改修を実施する。 イ 防災上重要な民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街や商店街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p>
道路・河川・地すべり等の対策	<p>(1) 施設等の点検整備 ア 市が管理する河川、漁港、道路・橋梁等の施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 備蓄資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p> <p>(2) 地すべり等危険地域の把握 市は、県と連携して、地すべりの危険地域・区域を把握し、定期又は随時に点検整備を行う。</p>

区分	内容
鉄道対策の強化	<p>東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社</p> <p>(1) 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。</p> <p>(2) 旅客の避難対策 駅長は、市が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導體制を確立する。</p> <p>(3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、災害時等の医療について協力を要請する。</p> <p>(4) 食料、飲料水の調査 ア 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 イ 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。</p> <p>(5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。</p>
	<p>いすみ鉄道株式会社</p> <p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 市及び県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p>

区分	内容
被害想定調査の実施	<p>県は、東海地震対策計画（修正）の基礎となる前提条件の確度の向上及び地域別影響度等を把握するため、震度分布、被害予想等に係る調査を実施する。</p>
食糧確保の計画化	<p>政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。</p>
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	<p>市立小中学校に対する指導 （公立学校に対する指導事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 （2）戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 （3）避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 （4）屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 （5）万年壷、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 （6）薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。 <p>一般病院、診療所、助産所等 （一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）医療器具の転倒及び落下物の安全対策 （2）医薬品及び危険物等の安全対策 （3）飲料水、薬品等の備蓄 （4）発災後72時間の事業継続が可能な非常用電源の整備 （5）防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施

	<p>精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設 (精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>
--	--

区分	内容
<p>学校・病院・ 社会福祉施設 の耐震性の強 化</p>	<p>社会福祉施設 (社会福祉施設に対する指導事項) (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機関名	指導事項
消防本部	<p>(1) 消防本部は、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。</p> <p>ア 対象事業所</p> <p>消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>イ 計画策定上の指導事項</p> <p>[消防計画]</p> <p>(ア) 火気の取扱い</p> <p>(イ) 自衛消防組織</p> <p>(ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い</p> <p>(エ) 教育訓練</p> <p>(オ) 顧客、従業員等の安全確保</p> <p>(カ) 情報収集、伝達、広報</p> <p>(キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置</p> <p>(ク) 営業方針、従業員の時差退社</p> <p>(ケ) その他必要な事項</p> <p>[予防規程]</p> <p>(ア) 施設の安全確保のための緊急措置</p> <p>(イ) 火気の取扱い</p> <p>(ウ) 教育訓練</p> <p>(エ) 安全設備、消防用設備等の点検取扱い</p> <p>(オ) 危険物輸送の安全対策</p> <p>(カ) 情報収集、伝達、広報</p> <p>(キ) 必要資機材の点検整備</p> <p>(ク) 操業方針、従業員の時差退社</p>

	<p>(ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法</p> <p>(ア) 講習会、研修会</p> <p>(イ) 印刷物</p> <p>(ウ) 各種業界の集会</p> <p>(エ) 消防行政執行時、その他</p>
--	---

2 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所

機関名	指導事項
市	<p>市は、食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会、千葉県中小企業団体中央会及び千葉県商店街連合会を通じて要請する。</p> <p>また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県エルピーガス協会に要請する。</p>

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、市、各防災機関、市民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 市における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の本県域への影響度等

- (イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置
- (ウ) 市民、事業所等が具体的にすべき行動基準
- (エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災教育、「広報いすみ」等の印刷物及びいすみ市ホームページによるほか、必要に応じて防災行政無線により実施する。

2 教育

(1) 市職員に対する教育

市は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員等に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 市職員の果たすべき役割及び具体的にすべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については危機管理課が実施するほか、必要に応じ各課の所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、市立小中学校の児童生徒等に対し、東海地震を含む地震全般について正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 地震・津波に関する情報の活用
- (ウ) 地震・津波に対する備えについての理解

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中

で取り扱う。

(ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。

(イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

(ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震を含む地震全般に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

(エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 総合防災訓練

県は、市町村、各防災機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

市は、訓練に積極的に参加するとともに、できる限り住民、事業所等の参画を要請し、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 市が実施する防災訓練

市は、上記1の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ県や他の防災機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 住民、事業所が実施する訓練

市は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、消防本部や各防災機関の協力を得て、必要な助言、指導に努める。

この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

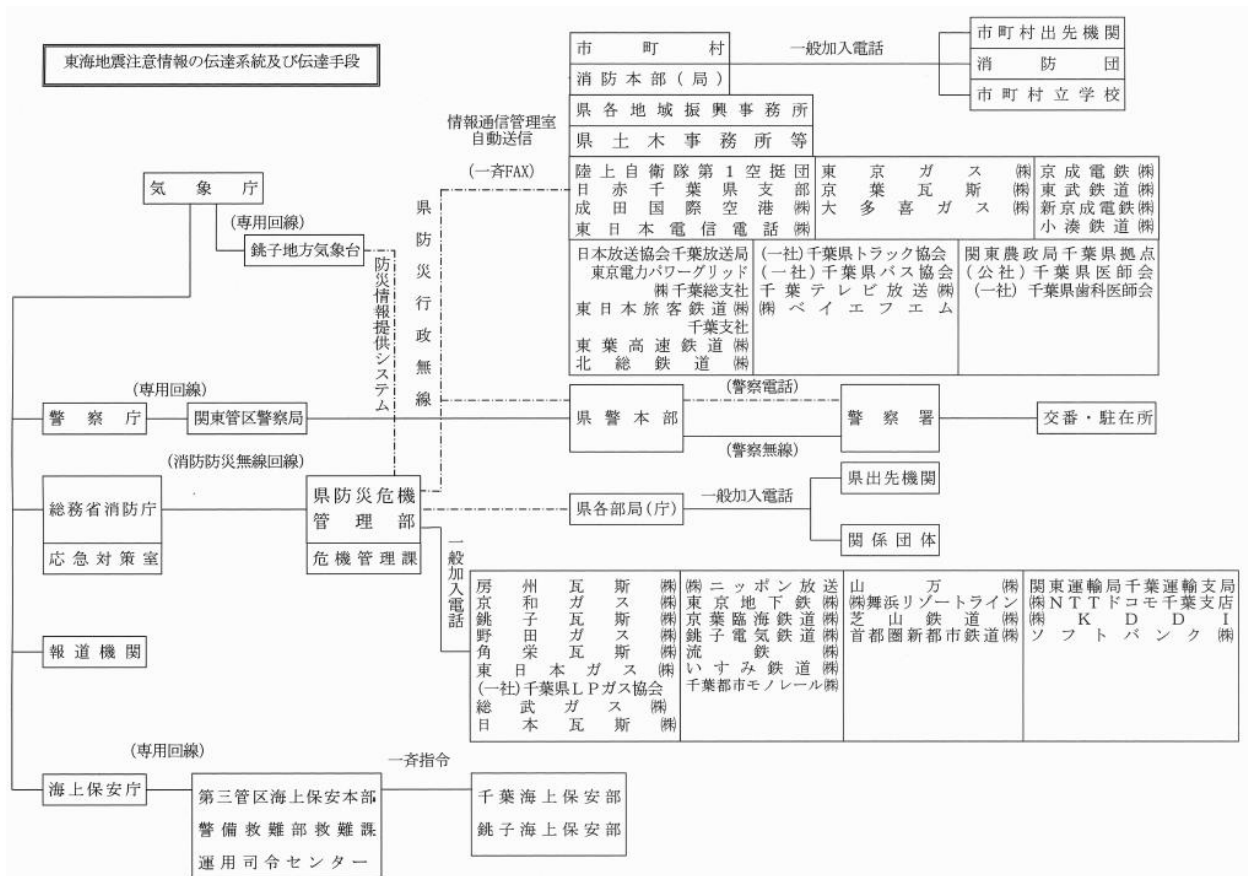
第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災機関は県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



2 伝達体制

機 関	内 容
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を、県防災行政無線、有線電話等により、市町村、各防災機関へ伝達する。
市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。
市 教 育 委 員 会	教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を小・中学校、出先機関に伝達する。
夷隅郡市広域市町村 圏事務組合消防本部	消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各消防署・分署に伝達する。
千 葉 県 警 察	警察本部は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達する。
その 他 各 防 災 機 関	各防災機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

市や各防災機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機 関	内 容
市	<p>東海地震注意情報を受けた場合、直ちに県に準じ、災害対策本部等の設置準備等、必要な措置を講じるとともに、社会的動乱の発生に備えるための防災体制をとるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 県、各防災機関との連絡調整</p> <p>(3) 災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられ、災害の発生する恐れがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。 ア 本部の設置場所 災害対策本部は、市役所大原庁舎内に設置する。 イ 本部の組織 第2編地震津波対策編第3章第1節「災害対策本部活動」による。 ウ 所掌事務 a. 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達 b. 各防災機関の業務に係る連絡調整 c. 社会的混乱防止に係る施策の実施 d. 報道機関等への情報提供 エ. その他必要な事項 a. 職員の動員 第2編地震津波対策編 第3章第1節「災害対策本部活動」による。</p>

機 関	内 容
県	<p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、災害即応体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部危機管理課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 市町村、各防災機関との連絡調整</p>
千葉県警察	<p>(1) 災害警備対策室の設置</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整</p> <p>(3) 情報の受理伝達等</p>
第三管区 海上保安本部	職員の非常招集及び巡視船艇等の待機の措置をとる。
陸上自衛隊 第1空挺団	<p>(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。</p> <p>(2) 県及び市災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。</p>
東日本電信電話(株) 千葉事業部	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置</p> <p>(4) 電話利用の自粛等の広報活動</p>
(株)NTTドコモ千葉支店	<p>東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の規制措置</p>

機 関	内 容
東日本旅客鉄道 (株) 千 葉 支 社	<p>(1) 地震防災対策本部の設置</p> <p>海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター及現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。</p> <p>(2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。</p>
いすみ鉄道(株)	東海地震注意情報を受けた場合、直ちに社員へ伝達し、社員に対して周知徹底を図るとともに非常招集要員を収集し、速やかに災害対策本部を本社内に設置する。
そ の 他 防 災 機 関	東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として防災行政無線、防災メール、広報車等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各地域において、混乱発生のおそれ予測される場合は、市は各防災機関と連携し必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

機 関	内 容
日 本 放 送 協 会 千 葉 放 送 局	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。</p> <p>千葉FM放送の周波数は次のとおり。</p> <p>千葉周辺 80.7MHz</p> <p>館山地区 79.0MHz</p> <p>白浜地区 82.9MHz</p> <p>勝浦地区 83.7MHz</p> <p>銚子地区 83.9MHz</p> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の内容</p> <p>(2) 強化地域、観測データの解説</p> <p>(3) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(4) 防災知識の紹介</p>
(株)ニッポン放送	<p>広報計画</p> <p>(1) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p>

機 関	内 容
	<p>(2) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。</p> <p>(3) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。</p> <p>(4) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。</p>
千葉テレビ放送(株)	<p>広報計画</p> <p>気象庁からの一斉通報を受けた報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>この連絡により編成担当役員は非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>
(株) バイエフエム	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、バイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。バイエフエムの周波数は次のとおり。</p> <p>千葉周辺 78.0MHz 館山地区 77.7MHz 白浜地区 79.7MHz 勝浦地区 87.4MHz 銚子地区 79.3MHz</p> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の機能の解説 (2) 強化地域、観測データの解説 (3) 混乱防止の呼びかけ (4) 防災知識の紹介</p>

第4節 混乱防止の措置

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

機 関	内 容
県	<p>各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
千葉県警察 いすみ警察署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>(1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車(同回送列車を含む)以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 当該地域内を運転する旅客列車(同回送列車を含む)以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p>

機 関	内 容
	<p>(2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>(5) 状況により警察官の応援要請をする。</p>
いすみ鉄道(株)	<p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>
東日本電信電話(株) 千葉事業部	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話(緑・グレー)からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
(株)NTTドコモ 千葉支店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

- (1) 市は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに市災害対策本部を設置する。
- (2) 本部の設置場所
市災害対策本部は、原則として市役所大原庁舎内に設置する。
- (3) 本部の組織運営、所掌事務
本部の組織は、災害対策基本法、いすみ市災害対策本部条例、いすみ市災害対策本部規則及びこの計画に定める第2編地震津波編第3章第1節「災害対策本部活動」による。
ア 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

[資料 6-1] 災害対策本部の編成

イ 所掌事務

- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- (イ) 各防災機関の業務に係る連絡調整
- (ウ) 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施
- (エ) 報道機関等への情報提供
- (オ) その他必要な事項

(4) 配備体制

災害対策本部の配備体制は、地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に定める第3配備体制とする。

2 各防災機関の活動体制

機 関 名	内 容
千葉県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
千葉海上保安部 銚子海上保安部	(1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 管区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 (3) 所掌業務 ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 イ 対策本部船舶の運用に関すること。 ウ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話(株) 千葉事業部	(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉事業部に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

機 関 名	内 容
(株)NTTドコモ千葉支店	<p>(1) 情報連絡室の設置 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	<p>(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
いすみ鉄道(株)	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
その他の防災機関	<p>(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、市及び県が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>(2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

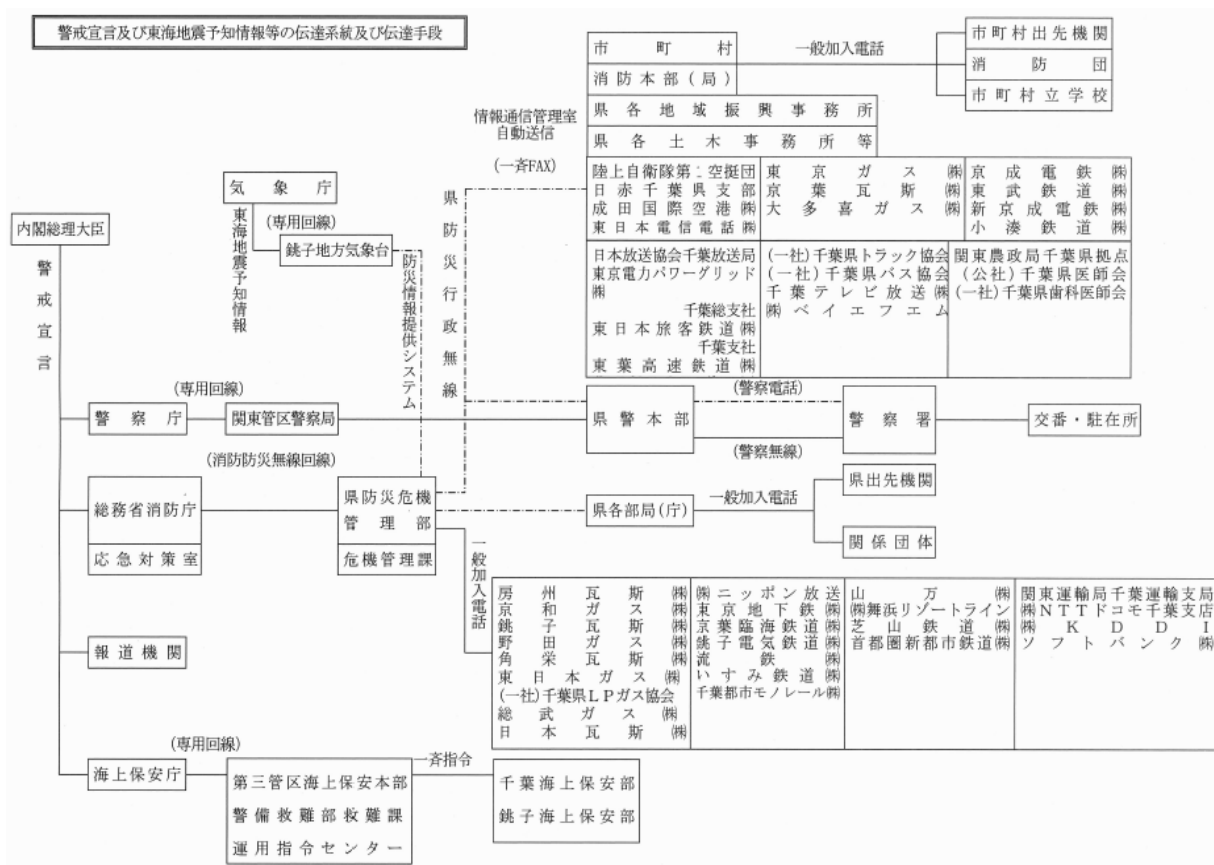
各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達

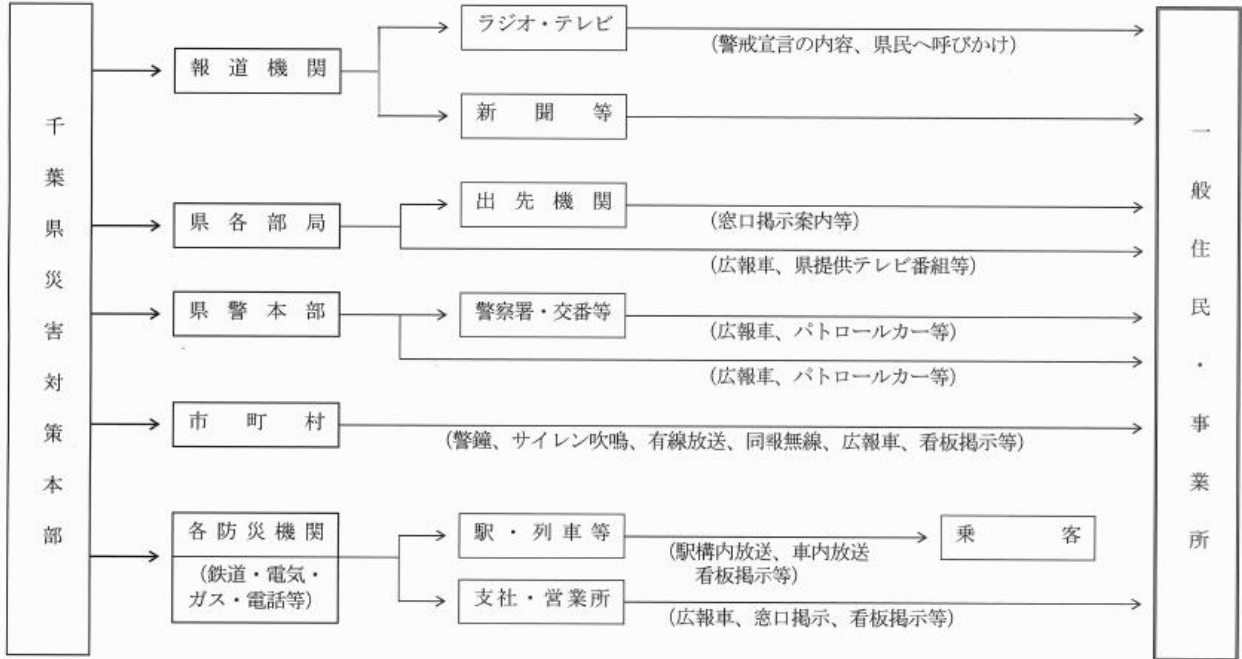
(1) 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。


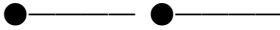

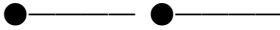

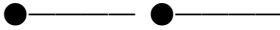
警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段



一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



(2) 伝達体制

機関名	内 容						
市	<p>(1) 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。</p> <p>(2) 市は、一般住民に対しては、各消防署(団)の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="427 660 1340 1041"> <tr> <td data-bbox="427 660 614 786">警鐘</td> <td data-bbox="617 660 1340 786"> <p>(5点)</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 790 614 943">サイレン</td> <td data-bbox="617 790 1340 943"> <p>(約45秒) (約45秒)</p>  <p>(間隔約15秒)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 947 614 1041">備考</td> <td data-bbox="617 947 1340 1041"> <p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p> </td> </tr> </table>	警鐘	<p>(5点)</p> 	サイレン	<p>(約45秒) (約45秒)</p>  <p>(間隔約15秒)</p>	備考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>
警鐘	<p>(5点)</p> 						
サイレン	<p>(約45秒) (約45秒)</p>  <p>(間隔約15秒)</p>						
備考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>						
県	<p>(1) 県は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各部、局、出先機関、市町村、各防災機関等へ伝達する。</p> <p>(2) 県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関等に対し伝達する。</p>						
千葉県警察	<p>警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。</p>						
その他の防災機関	<p>県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。</p>						

(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

ア 警戒宣言等の内容

イ 本市への影響予想

ウ 各機関がとるべき体制

エ その他の必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市、県、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市災害対策本部は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

(1) 市における広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

なお、住民に対して行う広報は県に準じて行うこととし、特に重要な広報は広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

ア 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

(2) 各防災機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は市に準じて行う。

ア 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制
- (ウ) その他必要と認める事項

イ 広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせて積極的に行う。

(3) 報道機関への発表

市災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。

第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。
なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- (1) 警備部隊の事前配置
 - ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
 - イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - ウ 災害危険場所
 - エ その他必要と認める場所
- (2) 広報

広報内容	ア 警戒宣言の内容及び関連する情報 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 エ その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	ア パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報 ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

1 市

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防本部、消防団と連携し、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2 県

県は、警戒宣言が発せられた場合、津波、高潮、がけ崩れ等の危険に備え、次の措置を講じる。

- (1) 河川、海岸の水門、排水機場等の施設の操作に備え、消防団及び消防本部と協力して要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の点検を行う。なお、各点検整備・準備作業中に地震が発生することも考え、作業中の安全に配慮する。
- (3) 河川管理施設（ダムを除く。）、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出勤できる体制をとるものとする。
- (4) 水防資機材の点検整備を行う。

3 水防管理団体

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防本部、消防団と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ 旅客等への伝達は次による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア 東日本旅客鉄道(株)の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道(株)本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

ア 警戒宣言が発令された時の千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	総武快速	東京～千葉	39.2km
	京葉	東京～蘇我	42.9km
65km/h	外房	千葉～御宿	65.4km

イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品(危険品)積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 市内主要駅の対応措置

- ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。
- イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。
 - (ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
 - (イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
 - (ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券の取扱い

- ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(6) 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

- (ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。
- (イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

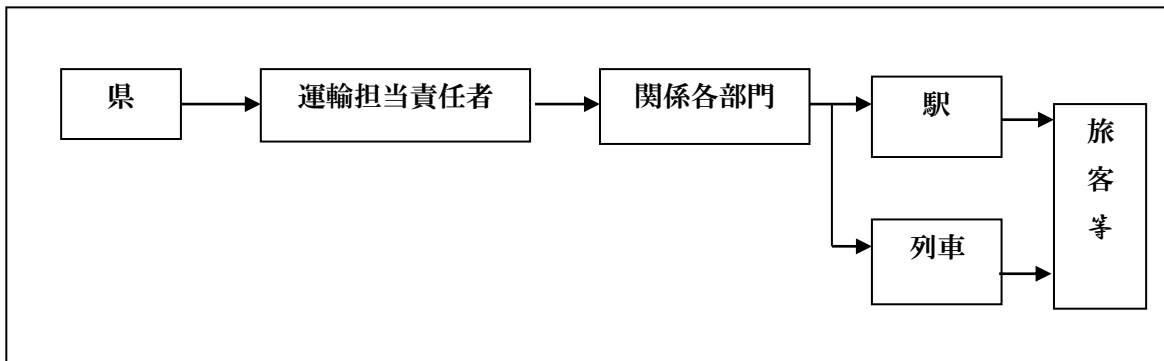
ウ 食料及び飲料水の確保

- (ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。
- (イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 いすみ鉄道線の措置

(1) 警戒宣言の伝達

- ア 伝達ルートは次のとおりとする。



イ 駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

- ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。
- イ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。
- ウ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

(3) 運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

なお、警戒宣言発令時の列車運行についての社別基本方針は、次のとおりである。

輸送機関名	発令当日	翌日以降
いすみ鉄道(株)	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。 なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(4) 主要駅における対応

ア 旅客の安全を図るための措置

- (ア) 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。
- (イ) 状況により、改札止めの入場制限等を行う。
- (ウ) 状況により、警察官の応援を要請する。

イ その他の措置

- (ア) 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。
- (イ) 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 列車の運転中止措置

列車の運行確保に当たっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(6) その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

3 バス、タクシー等対策

(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 道路交通対策

(1) 市の道路交通対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、市が管理する道路の緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、県と連携し、安全対策を講じる。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となる恐れのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(2) 各機関の道路交通対策

機関名	内 容
千葉県警察	<p>ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制</p> <p>イ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務</p> <p>ウ 前記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。</p>
国土交通省 関東地方整備局	<p>ア 道路施設に関する対策</p> <p>（ア）警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。</p> <p>（イ）地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。</p> <p>イ 道路交通対策</p> <p>（ア）警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討する。</p> <p>（イ）公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。</p> <p>警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。</p>

	<p>ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制</p> <p>警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。</p>
千葉県 県土整備部	<p>警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。</p> <p>ア 危険箇所の点検</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。</p> <p>イ 工事中の道路の安全対策</p> <p>緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。</p>

2 海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講じる。

(1) 海上保安対策等

海上保安部及び勝浦海上保安署は、次の対策を講じる。

- ア 海上保安庁を通じて警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに関係団体に伝達する。
- イ 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。
- ウ 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センターを通じ、航行警報又は安全通報によって周知する。
- エ 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。
- オ 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- カ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。
- キ 着積中の船舶に対し、離積避難又は係留強化等の勧告等を行う。
- ク 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。
- ケ 工事作業等は、中止するよう指導する。
- コ 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

(2) 漁船対策

県農林水産部は、次の対策を講じる。

- ア 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。
 - (ア) 操業安全指導及び海域内における操業指導
 - (イ) 海上保安部の要請による漁船運航の規則
- イ 漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。
 - (ア) 非常用発電機の点検と始動待機
 - (イ) 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による緊急周知
 - (ウ) 空中線の点検、補強と切断対策の実施
 - (エ) 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
 - (オ) 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第7節 上水道、電気、ガス、通信等対策

1 上水道対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、災害協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	<p>(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること</p> <p>(2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること</p> <p>ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。</p> <p>イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。</p> <p>(3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
広 報 手 段	<p>(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼</p> <p>(2) 広報車による広報</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者の店頭掲示</p> <p>(4) ホームページによる広報等</p>

2 電気対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

エ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、コンタクトセンターへ通報すること (3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (5) その他必要な事項
広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

3 通信対策

(東日本電信電話(株) 千葉事業部)

東日本電信電話(株) 千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部管内は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

情報連絡室 設置場所

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室 (エム・ベイポイント幕張8F) 電話番号：043-211-8652 (代)

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- (ア) 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- (イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

(株式会社NTTドコモ千葉支店)

株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

1 要員の確保・

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

2 情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉事業部に準じる。

3 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

4 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
- イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校対策

教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

また、県総務部は私立学校に対し、公立学校に準じた対応措置を講じるよう指導する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により児童・生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。
- (4) 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塚、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては、夷隅医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

なお、県立病院の具体的対応は、次のとおりである。

ア 診療方針

- (ア) 外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。
- (イ) 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- (ウ) 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- (エ) 救急患者の受入れ体制を講じる。
- (オ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
- (カ) 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を講じる。

イ 来院者、入院患者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示

- (ア) 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- (イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

- (ア) 建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃物については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められた点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
- (イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。
- (ウ) 貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等に水を確保する。

3 社会福祉施設等対策

市内の各社会福祉施設及び老人保健施設は、警戒宣言が発せられた場合において、各社会福祉施設及び老人保健施設で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所施設、入所施設の別及び通所者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- (1) 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- (2) 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等
- (3) 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等

(4) 通所者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

(5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

(7) その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあっては、市町村長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難指示

市長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難指示を行う。

(2) 避難所の確認

ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ 防災設備等を確認する。

ウ 給食、給水用資機材を確認する。

エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要援護者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

生活必需用品が確保できない者に対して、必要な物資の給与を行う。

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1) 避難対象地区の選定
関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。
- (2) 避難所の指定
避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。
- (3) 避難指示体制の確立
広報無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。
- (4) 情報伝達体制の確立
避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。
- (5) 要援護者に対する介護体制の確立
幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。
- (6) 住民に対する周知
避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

1 救護救援対策

(1) 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

千葉県病院局	<p>ア 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。</p> <p>イ 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。</p> <p>エ 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。</p> <p>オ 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。</p>
日本赤十字社 千葉県支部	<p>ア 警戒宣言が発せられた場合は、日本赤十字社千葉県支部の東海地震対応計画に基づき災害警戒本部を設置し、情報収集に努め、救護活動の即応態勢を整える。</p> <p>イ 第1次救護班については、前進拠点（地震防災対策強化地域外で、その周辺地域に所在する日赤施設）に移動し、待機する。</p> <p>ウ 第2次救護班、第1次日赤DMAT、第1次被災地支部災対本部支援要員、第1次被災地日赤病院支援要員、第1次こころのケア班については、派遣準備を完了し、日本赤十字社千葉県支部や成田赤十字病院等にて待機する。</p>
千葉県医師会	<p>ア 地区医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。</p> <p>イ 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>
千葉県歯科医師会	<p>ア 地区歯科医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。</p> <p>イ 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>
夷隅医師会	<p>警戒宣言が発令された場合、勝浦市夷隅郡医師会との「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、必要な準備を講じるものとする。</p> <p>また、医療材料品等の確保、避難場所、救護所の設置等の準備体制を整える。</p>

[資料2-10] 災害時の医療救護活動についての協定書

2 防疫対策

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 県が行う業務

ア 夷隅保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発す

るとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

イ 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、各保健所（健康福祉センター）は、管轄市町村に周知徹底を図る。

ウ 防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健康福祉センター）及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。

エ 夷隅保健所（健康福祉センター）は、当該市町村が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに、市に対し、飲料水の安全確保について指導する。

（2）市の行う業務

夷隅保健所（健康福祉センター）の指導及び指示に基づき、次の業務を行う。

ア 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること

イ 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

3 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

（1）避難者等の健康管理、二次健康被害の予防

夷隅保健所（健康福祉センター）といすみ市は連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。

（2）体制整備

夷隅保健所（健康福祉センター）といすみ市は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。

第 1 1 節 その他の対策

1 食料、医薬品等の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保に努める。

食糧の確保は、第 2 編地震津波対策編第 3 章第 8 節「救援物資供給活動」に定める。

2 緊急輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、応急対策に必要な物資、車両等について関係機関の協力を得て確保に努める。

緊急輸送車両の確保は、第 2 編第 3 章第 8 節「救援物資供給活動」に定める。

3 市が管理、運営する施設対策

警戒宣言が発せられた場合、市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設、文化施設、都市公園等については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。

4 市税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、県税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

(2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

5 その他（特定動物の逸走防止）

市は県と連携し、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

(1) 「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。

(2) 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第6章 市民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、いすみ市を含む千葉県下の大半は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、

- (1) 壁に割れ目が入る
- (2) 墓石・石とうろうが倒れる
- (3) 煙突・石垣などが破損する
- (4) 軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする
- (5) ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

市は県を始め、各防災機関と一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、市民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、市民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 市民のとりべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。</p> <p>ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</p> <p>イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築、補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。</p> <p>ア タンス、食器棚等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。</p> <p>イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</p> <p>ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。</p> <p>ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。</p> <p>イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</p> <p>ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。</p> <p>エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の準備をする。</p> <p>ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</p> <p>イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターや水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。</p> <p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾麺、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。</p> <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にいれて準備しておく。</p> <p>また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。</p> <p>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p>

区分	とるべき措置
平常時	<p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 市町村等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、市、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物を片付ける。</p>

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>イ ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。</p> <p>市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 児童生徒や要配慮者の安全を確認する。</p> <p>ア 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童、生徒が登校している場合は、定められ学校等との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自主防災組織のとりべき措置

区分	とりべき措置
平常時	<p>(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</p> <p>(2) 防災知識の普及活動を行う。</p> <p>ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</p> <p>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</p> <p>ウ 地域内の消防水利を把握する。</p> <p>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</p> <p>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>(3) 防災訓練を行う。</p> <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> <p>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。</p> <p>ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</p> <p>イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>(5) 防災資機材等を整備する。</p> <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</p> <p>(6) 情報の収集、伝達体制を確立する。</p> <p>ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。</p> <p>イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 児童生徒や要配慮者の安全確保を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>

区分	とるべき措置
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 自衛防災体制を準備、確認する。 (3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。 (2) 情報の収集、伝達体制をとる。 <ul style="list-style-type: none"> 市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 (3) 危険防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。 (4) 出火防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。 (5) 防災資機材等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 (6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 (7) 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。

区分	とるべき措置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。</p> <p>なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。</p> <p>市、県、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>